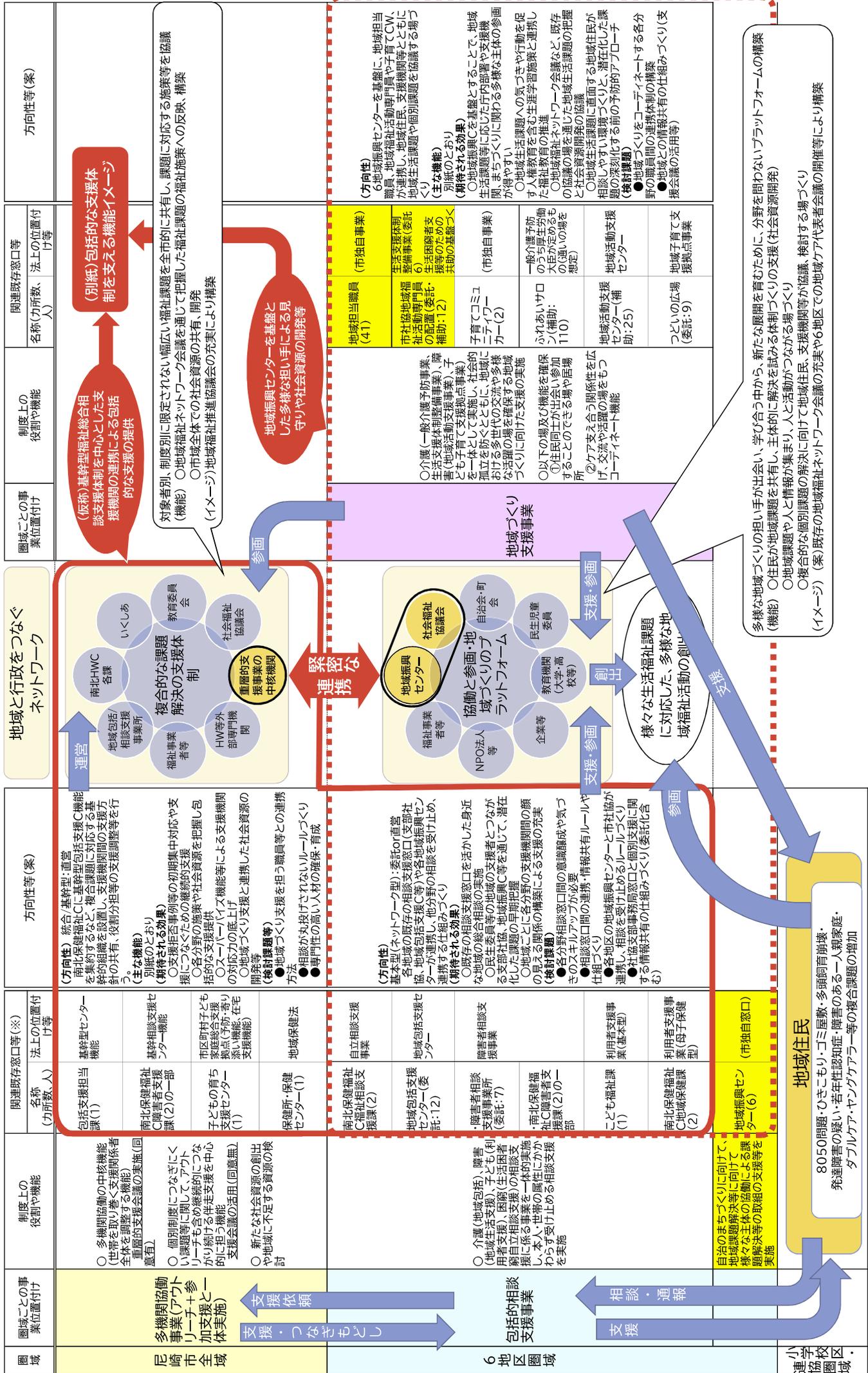


尼崎市における包括的な支援体制(重層的支援体制整備事業)の実施に向けた検討資料(20201222)

課題① セルフレプレクト(ゴミ屋敷、多頭飼育崩壊等)、虐待等の地域に潜在化したり、既存の公的な福祉制度等だけでは解決できない複合課題の増加と深刻化
 課題② 担い手不足等の課題がある中で、ゴミ屋敷、多頭飼育崩壊等の課題に直面する地域の負担感の増加
 課題③ 複合課題の支援の中核となる機能や協議の場が無いことでの他分野や地域との連携不足(予防的アプローチや社会資源の開発に向けた地域との連携不足)
 課題④ 複合課題の対応の長期化等による相談支援窓口の負担の増加及び支援機関の人材不足



領域	制度上の役割や機能	方向性等(案)	関連既存窓口等(※)	名称(方人数)	法上の位置付け等	制度上の役割や機能	名称(方人数)	法上の位置付け等	方向性等(案)	
尼崎市全域	<ul style="list-style-type: none"> 多機関協働(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能) 重層的支援会議の実施(同意) 個別制度に基づき、課題等に関する課題等について、アウトリーチも含むの継続的に対応に担う機能 支援会議の活用(同意) 新たな社会資源の創出や地域に不足する資源の検討 	<p>(方向性) 統合・基幹型: 直営</p> <p>南北保健福祉センターに基幹型支援センター機能を集約するなど、複合課題に対応する基幹的組織を創設し、支援期間の支援方針の共有、役割分担等の支援調整等を行う。</p> <p>(主な機能)</p> <p>(期待される効果)</p> <p>支援拒否事例等の初期集中対応や支援につなぐための継続的支援</p> <p>各分野の施策や社会資源を把握し包括的な支援提供</p> <p>OS・サーバー・ITスキル機能等による支援機関の対応力の底上げ</p> <p>地域づくり支援と連携した社会資源の開発等</p> <p>(検討課題等)</p> <p>●地域づくり支援を担う職員等との連携</p> <p>●相談がもたげられない人材の確保、育成</p> <p>●専門性の高い人材の確保、育成</p>	<p>包括支援担当課(1)</p> <p>南北保健福祉センター(2)</p> <p>児童福祉課(1)</p> <p>子育て支援センター(1)</p> <p>保健所・保健センター(1)</p>	<p>包括支援センター機能</p> <p>基本相談支援センター機能</p>	<p>包括支援センター</p> <p>基本相談支援センター機能</p>	<p>包括支援センター</p> <p>基本相談支援センター機能</p>	<p>包括支援センター</p> <p>基本相談支援センター機能</p>	<p>包括支援センター</p> <p>基本相談支援センター機能</p>	<p>包括支援センター</p> <p>基本相談支援センター機能</p>	<p>包括支援センター</p> <p>基本相談支援センター機能</p>
6地区区域	<ul style="list-style-type: none"> 協議(地域包括、障害(地域生活支援)、子ども(利用支援)、困難(生活困窮者)等) 自立相談支援の相談支援に依る事業を一体的実施し、本人・世帯の責任にかかわらず受け止める相談支援を実施 	<p>(方向性)</p> <p>基本型(ネットワーク型): 委託or直営</p> <p>各地域の既存相談支援窓口(支所、協働、地域包括支援センター)や各地域振興センターが連携し、他分野の相談を受け止め、連携する仕組みづくり</p> <p>(期待される効果)</p> <p>●既存の相談支援窓口を活かした身近な地域の総合相談の実施</p> <p>●民生委員等の地域の支援者となつた支援士、相談員等を通じて、潜在化した課題の早期把握</p> <p>●地域ごとに各分野の支援機関間の顔の見える関係の構築による支援の充実</p> <p>(検討課題)</p> <p>●相談窓口間の連携、情報共有ルールやスキルの向上</p> <p>●相談窓口間の連携、情報共有ルールやスキルの向上</p> <p>●各地区的な地域振興センターと市社協が連携し、相談を受け止める仕組みづくり</p> <p>●社協支所事務局窓口と個別支援に関する情報共有の仕組みづくり(委託も含む)</p>	<p>地域担当職員(41)</p> <p>市協地域福祉活動専門員(配置)(委託:補助:12)</p> <p>子育てコミュニケーションカー(2)</p> <p>ふれあいサロン(補助:110)</p> <p>地域活動支援センター(補助:25)</p> <p>つとめの広場(委託:9)</p>	<p>地域包括支援センター</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>(方向性)</p> <p>6地域振興センターを基盤に、地域担当職員、地域住民、支援機関等とともに地域生活課題や個別課題を協議する場づくり</p> <p>(主な機能)</p> <p>●別紙のとおり</p> <p>(期待される効果)</p> <p>●地域振興センターを基盤とする生活課題等に応じた行政内部署や支援機関、まちづくりに関わる多様な主体の参画が得やすい</p> <p>●地域生活課題への気づきや行動を促す人権教育を含む生涯学習推進と福祉教育の推進</p> <p>●地域福祉ネットワーク会議など、既存の協議の場を通じた地域生活課題の把握と社会資源開発の協議</p> <p>●地域生活課題に直面する地域住民が相談しやすい環境づくりと、潜在化した課題の深刻化する前の予防的アプローチ(検討課題)</p> <p>●地域づくりをコーディネートする各分野の職員間の連携体制の構築</p> <p>●地域との情報共有の仕組みづくり(支援会議の活用等)</p>					

*多機関協働事業は、既存の相談支援機関とは異なる新たな事業として、原則、個別の支援を行わず、支援機関をバックアップする基幹的な事業として位置付けられている。そのため、関連既存窓口については、本市の基幹的機能を持つ窓口を記載。